

第4回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年4月28日)

4月7日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されてから3週間が経過しました。この間も、市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生は続いており、25人から38人へと13人増加しています。

政府においては、緊急事態宣言を早期に収束に向かわせるためには、今が非常に重要な時期との認識のもと、国民に対し接触機会の8割削減を目指した更なる努力、ゴールデンウィーク中の更なる外出自粛を強く要請しています。

本市におきましても、感染拡大をくい止めるには今が正念場であり、市民の皆様には、自分の身を守るため、また大切なご家族の命を守るためにも、今一度、自らの行動を見直していただくようお願いします。

ゴールデンウィーク中は、不要不急の外出は決してしないでください。旅行や観光などにより、人混みに出かけて、自らの接触のリスクを更に広げ、危険にさらしてしまうような機会を厳に慎むよう求めます。

帰省などは、遠距離の人の移動による伝播の拡大や、重症化するリスクの高い高齢者との接触機会の増大の観点から、ぜひとも止めてください。例えば、インターネットを使用してのオンライン帰省などについて、政府として推奨していますのでよろしくお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として、感染拡大防止、生活支援、雇用維持・事業継続のための約565億円の補正予算を編成し、4月30日に開催される姫路市議会臨時会に提出いたします。議決をいただければ、迅速かつ確実にそれぞれの施策に取り組んでまいります。

今後の新型コロナウイルス感染症への対応ですが、国においては、5月6日を実施期限としている緊急事態宣言について、今週半ば以降に、延長の是非を判断する予定ですが、本市にあつては依然感染者が発生している状況にあるため、まず、本市の学校園については5月31日まで休校するよう、教育委員会に要請をします。教育委員会の方で、しっかりと検討していただき判断してください。

次に、緊急事態宣言が延長された場合は、市イベントの中止、施設の閉館など現在行っている措置を継続し、引き続き感染拡大防止を徹底します。

仮に緊急事態宣言が予定どおり解除された場合でも、万全を期すためこれらの措置を一定期間は継続し、文化施設などの市の関与する施設については5月31日ま

で休館とします。緊急事態宣言を受けて対応していた屋外施設及び貸館施設については宣言前の対応に戻しますが、開館に向けての準備や周知期間もあるため、5月10日まで休止を継続することとします。

あくまで国や県の方針に抗うのではなく同調し、国が緊急事態宣言を継続すれば今の状態を継続し、また、解除の場合でも一つ前の段階へ戻すような形で、徐々にステップダウンをしていきます。北海道の札幌市では、第2波の感染も確認されているように、簡単に気を緩めないことが重要です。

感染拡大の抑制に関しては、今が正念場です。ゴールデンウィークは気候も良く、今までの外出自粛のストレスからも外出したくなる気持ちになるかもしれません。しかしながら、ゴールデンウィーク中については、行政としてもここで緩んではいけない観点で、しっかりと対応していただくよう重ねてお願いいたします。

職員の皆さんにおかれましては、今のところ、市職員に感染者が出ておりませんが、事業継続のためにも、個々において感染防御の徹底や、仮に陽性者が出たとしても、事業がしっかりと継続出来るようにBCPを確認し、今一度、一人ひとりが意識を高め、そして職員が一丸となって感染の拡大防止に取り組むよう指示します。